

日本国とアラブ首長国連邦との間の 包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (C S P I) の実施に関する共同宣言

日本国政府とアラブ首長国連邦政府（以下「双方」という。）は、

双方の間の伝統的な友好関係をいかし、豊かで実りある二国間協力の経験の上に構築し、

継続的かつ多面的な二国間関係の発展が双方の利益に資することを確信し、

国際的な平和と安全保障の強化、並びに法の支配、国際社会の全てのメンバーの平等及び現代世界の文化的・文明的な多様性への尊重の原則に基づく国際関係のモデルの確立に貢献したいとの願望により動機づけられ、

日本国とアラブ首長国連邦の間の二国間の戦略的関係の更なる深化及び強化へのコミットメントを再確認し、

双方は、2018年4月30日に発表された包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（C S P I）の枠組の中で設定された目標の達成に向けた進捗を確認し、日・アラブ首長国連邦・包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（C S P I）の共有ビジョン及び共同協力戦略を描いた。

共有ビジョン：

1. 平和と安定

1. 1 双方は、平和と安全のための世界中の国家の権利を強調し、安定が経済的繁栄及び社会的発展のための根本的な構成要素であることを認識した。

1. 2 双方は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、国際社会の平和、安定及び繁栄の礎であることを強調する。

1. 3 双方は、暴力的過激主義を最も強い言葉で非難し、これが社会に与え

る悪影響及びテロ行為に現れる潜在的な暴力的過激主義への懸念を再確認した。

1. 4 双方は、テロ対策に関する情報を共有し、及び特にこの問題が深刻である地域において、国際的に協働することを促進することを通じて、暴力的過激主義とそのコミュニティにおける拡大について更に理解を深めるための調査における協力を増大させていくことにコミットする。

2. 繁栄と発展

2. 1 双方は、両国間の強固な経済関係を称賛し、再生可能エネルギー、持続可能な淡水化、質の高いインフラ、先端ロボット技術、モノのインターネット（I o T）、人工知能、ヘルスケア及び医療機器、航空宇宙、先進車両及び先進技術等の分野での両国間の貿易、投資及びビジネス拡大の重要性を強調した。

2. 2 双方は、繁栄の共有のため、国際スタンダード及び責任ある借入資金調達の実行に従って、あらゆる分野にまたがるイノベーションの推進、起業家の活動及び中小企業等を含む、地域の経済・開発戦略及び優先事項に沿い、開かれた、透明性のある、排他的でない方法によって実施される、能力構築の重要性に留意した。

2. 3 双方は、相互の利益、平等及び尊重の精神の下、経済成長及び繁栄に基づく持続可能な未来を構築するとの共通の願望と共に、日本とアラブ首長国連邦の企業間の関係を更に強化するため、共通の関心がある共同事業における協力を強化することを目指す。

3. 持続可能な開発

3. 1 双方は、持続可能な経済成長及び開発、食料及び水の安全保障、環境保護、減災、テロ対策、サイバーセキュリティ、クリーン・エネルギー、並びに科学技術の発展を促進することにより、国際的な発展の現状のニーズ、脅威及び課題に対し効果的に対処するため、地域及び多国間のフォーラムや各機関における、強固な二国間の協力が重要であることを強調した。

3. 2 双方は、燃料面及び技術面であらゆるアプローチを取ることの重要性

に留意し、適正価格で、信頼でき、かつ近代的なエネルギー・サービスに誰もがアクセスできることを確実にするためのカーボンニュートラル社会に向けた、脱炭素化と現実的なエネルギートランジションの実現のための、二国間の協力の重要性を強調した。

3. 3 双方は、再生可能エネルギー及び原子力エネルギーを含む、持続可能でクリーンなエネルギー分野での協力を強化することにより、カーボンニュートラル社会を目指すこと、並びに水素（ブルー／グリーン）、燃料アンモニア（ブルー／グリーン）、CCUS／カーボンリサイクル、石油、天然ガス及び液化天然ガス（LNG）サプライチェーン、省エネルギー、エネルギー貯蔵等の分野における協力、ハイブリッド及び電気自動車を含む環境に優しい自動車の開発における技術的知識、スキル及び専門知識の共有の可能性を追求することへのコミットメントを再確認した。

3. 4 双方は、生物多様性の保全及び持続可能な利用、大気汚染管理、農業、持続可能な廃棄物管理及び気候変動等の分野におけるパートナーシップの強化を通じて、同分野での両国関係部局間の協力を促進する二国間協力枠組の活用を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成のための協力を強化することの重要性を強調した。双方は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で採択されたパリ協定に従って、気候変動に対処するための国際的な協調した行動の必要性を強調した。

3. 5 また、双方は、国際再生可能エネルギー機構（IRENA）への継続的支援を提供することへのコミットメントを改めて強調した。

4. 日・アラブ首長国連邦・包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）実施メカニズム

A. 過去数年にわたり二国間で開催された合同会議の結果に基づき、双方は、以下に示す協力のためのメカニズムで一致した。

B. 2017年4月24日に署名された政策協議に関する協力覚書により設けられた、両国外務省間の政策協議に係る枠組等の二国間協力の既存のメカニズムは、今回新たに設置されたメカニズムである、政治、外交及び国際協力に関する小委員会の議題を議論するためのプラットフォームとして活用される。

C. 双方は、日本側は外務大臣、アラブ首長国連邦側は日本担当特使が議長を務め、閣僚級の代理の代表者が必要な場合、双方の事務方をメンバーとする「包括的・戦略的パートナーシップ協力委員会」の設置を決定した。同委員会は、包括的・戦略的パートナーシップ共通ビジョンの達成に向けての計画を実施することを目的とした二国間の協議体として権限を与えられる。この点について、同委員会は以下に特定される5つの実務レベルの小委員会を主導する高級実務者に指針を与える。

4. 1 政治、外交及び国際協力に関する小委員会：

同分野における二国間協力は、外務省（日本）及び外務・国際協力省（アラブ首長国連邦）により（両者が一致した実務者のレベルで）主導される。

4. 2 経済、貿易、エネルギー及び産業に関する小委員会：

同分野における二国間協力は、経済産業省（日本）、外務省（日本）、国土交通省（日本）及び金融庁（日本）、並びに経済省（アラブ首長国連邦）、エネルギー・インフラ省（アラブ首長国連邦）、産業・先端技術省（アラブ首長国連邦）及び外務・国際協力省（アラブ首長国連邦）により（両者が一致した実務者のレベルで）主導される。

4. 3 農業、環境及び気候変動に関する小委員会：

同分野における協力は、農林水産省（日本）、環境省（日本）及び外務省（日本）、並びに気候変動・環境省（アラブ首長国連邦）及び外務・国際協力省（アラブ首長国連邦）により（両者が一致した実務者のレベルで）主導される。

4. 4 教育、科学技術及び文化に関する小委員会：

同分野における協力は、外務省（日本）、文部科学省（日本）及び経済産業省（日本）、並びに外務・国際協力省（アラブ首長国連邦）、経済省（アラブ首長国連邦）、教育省（アラブ首長国連邦）及び文化・青年省（アラブ首長国連邦）により（両者が一致した実務者のレベルで）主導される。

4. 5 防衛及び安全保障に関する小委員会：

同分野における協力は、防衛省（日本）及び外務省（日本）、並びに国防省（アラブ首長国連邦）及び外務・国際協力省（アラブ首長国連邦）により（両者が一致した実務者のレベルで）主導される。

D. 各小委員会又は類似の小会合は、原則としておよそ1年に1回開催され、確認された重点的協力分野の実施を計画し、調整を行うため、進捗結果を包括的・戦略的パートナーシップ協力委員会の議長に報告する。小委員会は、日本とアラブ首長国連邦の公的機関及び民間部門の間の更なる協力及び交流のためのプラットフォームとして資するものであり、特定のイニシアティブ及び事業の特定及び実施に責任を負う。

E. 各小委員会に責任を負う関係省庁は、(1) 適切な利害関係者の選定及び任命のため、(2) 関連する利害関係者が二国間協力強化のための優先事項と特定した分野の行動計画及び事業のロードマップの策定のため、(3) 各重点協力分野へのリーダー又は(共同)リーダーの任命のため、及び(4) 利害関係者の間の必要な協力枠組の策定のため、協力委員会から提案を受ける。

F. 調整事務局が設置され、包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)の実施に関連する必要な運営上の業務を監督に責任を有する。

5. 重点協力分野

双方は、下記の分野における二国間協力の強化が両国の共通の関心に相互的利益をもたらすとの見解を共有し、同分野を重点協力の優先事項に特定した。

6. 政治、外交及び国際協力

双方は、二国間及び多国間パートナーシップを創設し、地域及び国際の安定と繁栄を強化し、国際法及び国際規範を堅持するため、下記を含むが、それに限定されない分野において、協力の機会を追求する意思を確認した。

6. 1 二国間の関与：二国間合意及び協力覚書(MoC)に基づき、ハイレベルの往来及び政策・外交協議の頻度を上げ、並びに両者が一致した二国間の優先事項及び共有の議題の確立を促進すること。

6. 2 多国間協力：多国間の組織及び機関における協力を増大させ、双方が懸念を有する地域的・国際的な問題において連携及び協力し、海洋安全保障及びエネルギー安全保障の確保のための取組、過激主義やテロとの闘いの取組並びに持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための共同パートナーシップを促進すること。

6. 3 人道支援及び開発援助：人道支援及び救援活動を国際的に調整し、共通の関心分野における国際開発事業及び開発途上国／地域に対する技術的支援に関する知識を共有すること。

7. 経済、貿易、エネルギー及び産業

双方は、知見の蓄積、イノベーションに基づく持続可能な経済の能力構築及び発展のための支援の提供、並びに貿易及び投資の更なる拡大のため、これら分野における協力を強化し深化することを目指し、下記の分野における協力の機会を追求することへの意思を確認した。双方はまた、研究開発（R & D）及び官民双方の機関の参加による事業において、更なる協力の可能性を追求することへの意思を確認した。小委員会は、各分野の進捗を確認し、意見交換を行うため、官民の関連機関とともに、原則1年に1回開催される。

7. 1 貿易及び投資のためのビジネス環境：貿易や投資を増加させるため、ビジネス環境の調査の実施及び報告書作成並びにビジネス環境、規制上の課題及び関連機関との新たなビジネス分野の見直し等を通じて、相互のビジネス活動を促進すること。

7. 2 エネルギー：上流、中流及び下流を網羅するバリューチェーン全体にわたる石油及びガスのエネルギー資源における協力を増進すること。再生可能エネルギー、水素、燃料アンモニア及びカーボンリサイクル等の脱炭素分野における協力を拡大すること。水素及び燃料アンモニアの導入促進及び将来の市場形成に向けて、ブルー、グリーン及びその他の形式の水素及び燃料アンモニアの重要性を認識すること。これらの分野における協力のメカニズムとしての二国間の合意に留意すること。

7. 3 インフラ：持続可能で質の高いインフラの事業、発電、淡水化及び廃棄物管理分野等の分野における、開発協力及び共同投資を増進し、第4次産業革命に向けた能力構築及び転換を可能にする、共同事業及びイニシアティブを促進すること。

7. 4 ヘルスケア：医療従事者の交流等、二国間のヘルスケア分野における協力を促進すること。

7. 5 産業、先端技術、SMEs及びイノベーション：産業政策、規制及び標準化、産業サプライチェーンの強靱性、産業のデジタル化及びスマート製造、環境に優しく持続可能な製造業への適用を含む政策とプログラム、新興／先端技術（インダストリー4.0）の開発／使用例、再生可能エネルギー、水素、燃料アンモニア、宇宙技術、ロボット工学、宇宙航空産業、人工知能及び先進車両等の分野のスタートアップを含む中小企業（SMEs）及びイノベーション等における協力を促進すること。

7. 6 航空：航空部門における協力を検討・拡大し、二国間の連結性の強化を促進する航空輸送関係に関する対話を増進し、二国間の人的交流の増加を支えること。

7. 7 金融：双方が関心を有するあらゆる分野にわたる革新的な多分野の金融協議を促進すること。

8. 農業、環境及び気候変動

双方は、農業分野における協力の機会を追求し、気候変動によってもたらされるリスクや課題を緩和し、下記を含む環境分野における協力を共に増進していくことへの意思を再確認した。

8. 1 農業：増大する農業協力、食品貿易の促進及び多様化の取組を促進し、食料生産、持続可能な漁業管理、スマートファーム、革新的な農業技術及び動物衛生協力における共同の取組を促進すること。

8. 2 環境：漁業・海洋資源、生物多様性の保全、大気環境管理技術、技術協力及び能力構築等の分野における環境保護を目的とした共同事業において協力を増進すること。

8. 3 気候変動：緩和と適応の分野におけるものを含む気候行動に関連する事項及び民間部門の関与に関する協力と調整を更に強化すること。

9. 教育、科学技術及び文化

双方は、発展と繁栄のための双方の共有ビジョン達成のため、共同の教育、科学技術イニシアティブ、文化関係及び人材交流の促進を可能にする人材育成

を支援するための協力の機会を作ることへの意思を確認した。

９．１ 教育：双方間で教育分野の協力を促進し、共同の人材育成を促進し、教育における倫理及び道徳分野での協力を追求し、日本とアラブ首長国連邦の学生のための交流及び研修プログラムを強化すること。持続可能性、大学プログラム（C S P I の議題に資する特別プログラム）、双方の拡大された言語コースの選択、学生及び教授の交流並びに奨学金等の分野を含む選択肢が含まれる。

９．２ 科学技術：宇宙科学を含む科学技術分野の基礎・応用研究プログラムに焦点を当て、双方の学術機関、研究機関及び産業間の革新的技術の研究開発（R & D）における協力を増進すること。

９．３ 文化交流：二国間の文化的多様性、文化遺産及び文化の豊かさを反映する２０２５年大阪・関西万博等の国際的な機会及びプラットフォームにおける協力を増進し、二国間の知的交流及び様々な機会における文化・若者の取組を促進し、それぞれの国における相互の文化的なプレゼンスを発展させ、両国の市場におけるエンターテインメント及び創造産業分野への共同投資を促進すること。

９．４ スポーツ交流：協力を促進することを目的としたスポーツ及びスポーツ・イベント等の交流を行う。

１０．防衛及び安全保障

防衛、軍事及び安全保障に関する協議の枠組等の二国間協力の既存のメカニズムは、今回新たに設置されたメカニズムである小委員会の議題を議論するためのプラットフォームとして活用される。

双方は、双方の防衛能力の強化、並びに国内及び国際的な平和と安全を守る上での調整のため、下記に特定された分野等において、可能な協力の機会を追求する意思を確認した。

１０．１ 二国間協力枠組：過激主義やテロとの闘いを含む相互の関心事項について、意見交換のための定例協議の開催及び過激主義やテロとの闘いを含む相互に関心のある問題に関する意見交換及び知見共有のための協議を定期的に実

施すること等、両国間の協力を増進すること。

10. 2 防衛装備品及び技術協力：防衛装備品の購入、防衛産業における知見の移転及び研究・開発を通じ、協力を増進すること。

本共同宣言に法的拘束力はなく、それぞれの予算割当に従って実施される。

本共同宣言は、署名の日から開始し、一方が他方に対して30日前に本共同宣言を継続しない意思を外交上の経路を通じて書面にて通報しない限り、無期限に継続される。いずれの計画又は事業も、最終的に終了するか、又は別段一致するまで完全に実施が継続される。

本共同宣言は、東京において、2022年9月28日に、日本語、アラビア語及び英語にてそれぞれ2通に署名された。テキストは全て等しく同様の価値を持つ。解釈に相違がある場合には、英語テキストが優先される。

日本国政府のために

アラブ首長国連邦政府のために